

# 在地における祭文の創造

愛知県北設楽郡豊根村山内地区『御歳徳神祭文』の解題と翻刻

Creation of *Samon* Narrative Prayers in a Rural Area: A Bibliographical Introduction and Reprint of *Wotoshikomi Samon* in the Yamauchi District of Toyone Village, Kiyashihara District, Aichi Prefecture  
MATSUMURA Yuko

松山由布子

はじめに

『御歳徳神祭文<sup>(1)</sup>』は、愛知県豊根村山内地区の榊原家に伝えられた祭文である。この祭文は、武井正弘によって奥三河圏内の牛頭天王祭文の一つとして紹介されている<sup>(2)</sup>。また筆者も、この祭文が近世後期に病人祈祷の中で用いられていたことを明らかにすると共に、祭文の本文分析を通して、奥三河における行疫神にまつわる複層的な民俗信仰の様相を示した<sup>(3)</sup>。ただしこれまで、この祭文の全文は紹介されていなかった。

本稿では、解題として『御歳徳神祭文』の概要、書誌、内容の特徴について述べた上で、同祭文の写本二点の全文を翻刻し紹介する。

## 一、豊根村山内地区と榊原家について

『御歳徳神祭文』は、愛知県豊根村山内地区の榊原家に伝えられる祭文である。豊根村は愛知県北設楽郡内の一村であり、山内地区は村内北東端の大字三沢の中の一組である。三沢は長野県阿南町・天龍村・豊根

村(旧富山村)に接し、新野峠を越えて信州へ至る街道の途上にあたる。山内地区は近世には檜谷下村の一部であり、元禄十四年(二七〇)成立の「三河国絵図」には、「檜谷下村内山内村」としてその名が見られる<sup>(5)</sup>。

山内地区には、鍵取りの榊原家と幣取りの林家という、祭事を中心的に執り行ってきた家がある<sup>(6)</sup>。同地区は花祭りの伝承地であり、花祭りの花太夫の役も両家が世襲で務めてきた<sup>(7)</sup>。また両家は大神楽とも深く関わり、奥三河における最も古い神楽次第書を伝えている<sup>(8)</sup>。本稿で取り上げる『御歳徳神祭文』を伝える榊原家は、代々若太夫の名を継承し、屋敷の裏手には、現在は地区の氏神とされる清水神社を擁している。清水神社の御神体は花祭りのしずめで用いられてきた「ひのう」「みずのう」の面形であり、リュウオウサマと呼ばれる八大竜王として祀っている。一方の林家は、代々宮太夫の名を継承し、屋敷の裏手にはハツテングサマと呼ばれる飯綱八天狗を祀っていた<sup>(9)</sup>。三沢の中世末期や近世の棟札には、若太夫・宮太夫の名が連名にて多く記されており、両家の在地の祭

事における役割が推察される。

現在、榊原家に伝えられる文献資料のうち、宗教儀礼に関わる約一六〇点は、豊根村教育委員会にて委託管理されている。<sup>(11)</sup> 識語より成立年が確認される文献は六八八点あるが、このうち六一一点は宝暦期から安政期頃（一七五一～一八六〇）の成立であり、近世中期・後期の祭事記録や詞章が集中的に遺されている。次節で述べる通り、『御歳徳神祭文』もこの時期の書写と推察される。榊原家が地区内で果たしてきた祭事上の役割を鑑みれば、これらの詞章をもとに、同家が実践した民俗信仰の史的動態を捉えることが可能となるだろう。

## 二、『御歳徳神祭文』の概要と書誌

### (一) 概要

『御歳徳神祭文』は、『豊根村古文書目録』（豊根村教育委員会、一九九六年）の「榊原大六家古文書」内「祭文関係」部の内に、二点の写本が確認される。二点とも書写年の記載はなく、料紙の状態などから、江戸時代後期に書写されたものと推察される。祭文の用途については、同じく榊原家に伝えられる天明二年（一七八二）書写の病人祈禱のための修法次第「釜祓之伝・わたり立祭文・咒文」<sup>(12)</sup>に、次のような注記がある。

病人祈禱二八、天王嶋渡り才文ヲ読、又ハ六ヶ敷時二八、歳神才文読

「天王嶋渡り才文」は、奥三河圏内に広く流布する『牛頭天王嶋渡り祭文』を指す。この祭文は、蘇民将来譚の展開の中で牛頭天王一行が津島へ来臨するという、中世の津島信仰に基づく祭文である。<sup>(13)</sup> 傍線部の「六ヶ敷時」は回復しにくいほど病気が重い状態を指しており、傍線部では、そうした時には「歳神祭文」、つまり本稿で紹介する『御歳徳神祭文』を誦読する様に記している。このことから、榊原家が行った病人祈禱にお

いて、『牛頭天王嶋渡り祭文』や『御歳徳神祭文』を用いた次第が行われていたことが知られる。<sup>(14)</sup> またこの「釜祓之伝・わたり立祭文・咒文」が天明二年（一七八二）の書写であることから、榊原家の儀礼詞章が集中的に遺されている時期に、『御歳徳神祭文』が用いられていたことも確認される。

現存の榊原家文献には『牛頭天王嶋渡り祭文』は見られないが、旧稿にて詳述したように『御歳徳神祭文』には『牛頭天王嶋渡り祭文』からの引用も見られる。<sup>(15)</sup> こうした状況から、榊原家ではかつて『牛頭天王嶋渡り祭文』を所持し、二つの祭文を用いた病人祈禱を行っていたことが推察される。

### (二) 書誌

#### ● 古文書番号 二〇〇

目録名「摩利支天経・御歳徳神祭文」

書誌 写本、袋綴装（共紙表紙・線装）、縦26.1cm×横18.0cm

全三三丁、末尾欠

外題・識語ナシ

内題（一三折ウ）「御歳徳神祭文」

本書は、病人祈禱などの要事をまとめた書付けである。『豊根村古文書目録』にて、「摩利支天経・御歳徳神祭文」の目録名が付されている。一三丁裏から裏表紙見返しまでの二〇丁半にわたり『御歳徳神祭文』が書写され、末尾の約一丁分が欠落している。一三丁裏に「御歳徳神祭文」の内題が付されており、この内題を以て祭文名とした（以下A本とする）。

#### ● 古文書番号 八三三

目録名「御歳神祭文」

書誌 写本、袋綴装、縦29.1cm×横19.4cm、全四四丁、表紙・

裏表紙後補

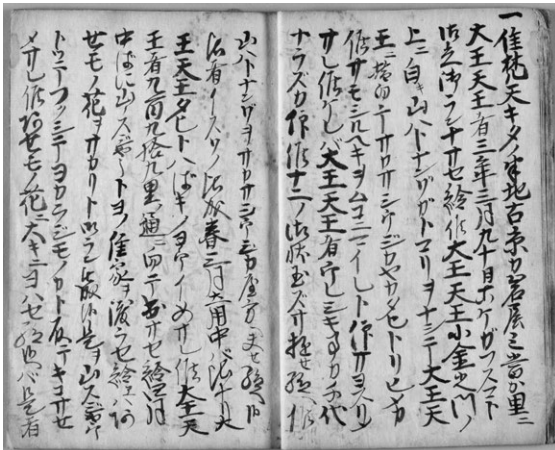


写真2 A本（「御歳徳神祭文」）  
13丁裏・14丁表

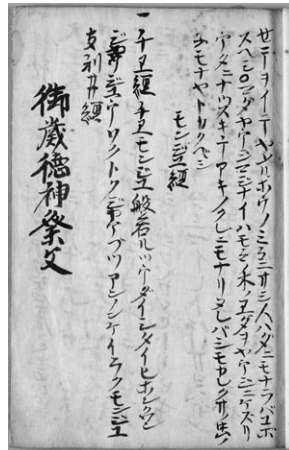


写真1 A本（「御歳徳神祭文」）  
13丁表

外題「御歳神祭文」  
識語（外題左下）「榊原氏」、（裏表紙見返本文末尾）「三州山内村榊原若太夫」  
本書は、『御歳徳神祭文』のみが書写された写本であり、後補の表紙

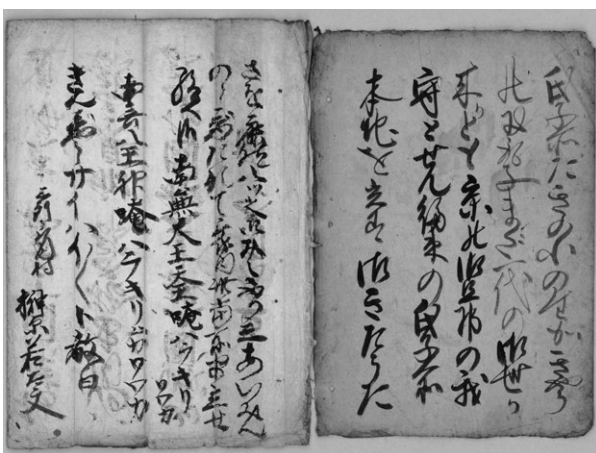


写真4 B本（「御歳神祭文」）  
44丁裏・裏表紙見返し（後補）



写真3 B本（「御歳神祭文」）  
表紙（後補）

に「御歳神祭文」と題目が打付け書きされている。（以下B本とする）  
識語より、榊原家の所持本であったことが明記されている。  
A本とB本は、固有名詞や言葉遣いなどは異なるが、共通した内容を持つ。以下、A本を中心に、『御歳徳神祭文』の展開を示す。





Ⅷ	Ⅶ		Ⅵ		Ⅴ		Ⅳ	
	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)
(賛嘆文)	蘇民のおきなは大王天王とその眷属をねぎらう。大王天王は眷属にふるまいをする。また八王神の屋敷所は〈大和山城御福之屋敷処〉、氏子所は〈越後越中さとか嶋〉と定められる。	大王天王は八王神に、髪を生え際に「もんぜが流蘇民か子孫」の呪文がある者は、恩を得た氏子であると教える。また〈女子式人ある親人〉は湯取水取にすること、悪しき者はたねを切ること、七十五日の物忌の由来が説かれる。	八王神は四百四病のじゃ神を千羽の小鷹に変え、小丹長者の館を見張らせ〈サトメをおろさせる〉。小丹長者は夢によって大王天王のサトメのことを知り、三国一の物知り達に頼んで、霧と霞で七日七夜館を守らせる。八王神は、片目の法師の博士が七日に七つの文字を読み外し、また片指を切った法師の博士が七つの印を結び外したところより、四百四病をたなびかせて侵入し、小丹長者や八百八十人の眷属たちを疫病みさせる。	大王天王は七人の天王達を一度勘当し、八王神に小丹長者を滅ぼすための四百四病の病を作らせる。八王神は一度サカサシウジガヤカタへ立戻り、四百四病の〈じゃ神〉を作ってるりの壺に納める。箱先山今地ヶ浦へ戻り大王天王へ披露すると、大王天王は四足五体が足りないとして、〈丹地の山の戸羽の印〉にて四足五体を作り出す。	大王天王の一行は箱先山今地ヶ浦へ戻ろうとする。その途上、〈じゃ徳鬼神〉が一行を追いかけてくる。じゃ徳鬼神は七人の天王達の出産時の後のものより生まれたため、自分も大王天王の子であるとし、正体である十一面観音の姿を現す。大王天王は我が子（宅相神天王八王神）と認める。	大王天王は海龍王に、一人姫を娶り婿となることを申し入れる。海龍王の了承を得て姫を娶った大王天王は、サカサシウジガヤカタに七年留まり、その間に七人の天王（相光天王、魔王天王、俱魔羅天王、良待天王、徳達神天王、達尼漢天王、待神相光天王）が生まれる。	(旅の道行文)	大王天王は蘇民のおきな元にて年越しし、正月の七日間留まる。七日目に蘇民のおきなを御座舟三艘を用意する。大王天王は眷属や蘇民のおきなど共に、〈箱崎山今地ヶ浦〉にたどり着く。この地でさらに七日七夜逗留すると、大王天王は三艘の船に金銭を積み、蘇民のおきなを〈玉ノ丸屋〉に御殿を建てて待つように告げる。小丹長者が家見に現れ、歳夜に〈あんにやの僧〉を泊めなかったことを嘆く。蘇民のおきなを三艘の船で国へ戻り、大王天王はサカサシウジガヤカタへ赴く。

以下【表1】の項目番号を示しながら、祭文の内容の特徴について述べる。

## (1) 祭文の内容の特徴

### a 行疫神祭祀

『御歳徳神祭文』の主体を成すのは、「大王天王」と称される行疫神の説話である。全体の構成は、大王天王一行が南海への妻訪いの旅に出、旅の途上で「小丹長者」と「蘇民のおきな」に宿を求めるといふ、京都の感神院祇園社の本縁を説く「祇園牛頭天王縁起」などにみえる蘇民将来譚によっている。旧稿にて述べた通り、V・(2)の、七人の天王の胞衣より「じゃ徳鬼神」<sup>(蛇毒鬼神)</sup>が生まれ、一行を追いかけて八王神となる話、VI・(1)(2)の八王神が四百四病の病を生み出し、小丹長者の一族を滅ぼす話への展開は、『牛頭天王嶋渡り祭文』の内容と関わる。<sup>(17)</sup>『牛頭天王嶋渡り祭文』は、十七世紀には奥三河圏内に広く流布していたことから、<sup>(18)</sup>『御歳徳神祭文』は『牛頭天王嶋渡り祭文』をもとに本文を創作したものと考えられる。

また祭文末尾部のⅦやⅧは、榊原家の他の疫神祭祀の詞章と共通する。特に、Ⅶ・(2)で大王天王の眷属であるミサキを越後・越中・佐渡ヶ島に鎮めるといふ内容は、榊原家に伝えられる題目未詳の「牛頭天王祭文」<sup>(19)</sup>に見られる。またⅧの賛嘆文については、この「牛頭天王祭文」と、先に上げた『御歳徳神祭文』の用途を記す「釜祓之伝・わたり立祭文・咒文」の中の「わたり立祭文」に、ほぼ同文の賛嘆文が見られる。こうした榊原家内で用いられた疫神祭文の相互の結びつき、特に賛嘆文のような太夫が主祭神に直接働きかける詞章の一致からは、榊原家の疫神祭祀におけるこれらの祭文の相互性が推察される。<sup>(20)</sup>

### b 正月祭祀

この祭文の中心となるもう一つの信仰は、『御歳徳神祭文』という標

題に示された、歳徳神を祀る正月祭祀である。先に述べた通り、祭文全体の内容は蘇民将来譚によっているが、Ⅱ・(1)では、大王天王が小丹長者や蘇民のおきなを宿を求めた日を大歳の夜とし、Ⅲ・(2)では、門松や大黒柱などに付けて神仏への供物を入れる「やす」<sup>(21)</sup>の由来譚が説かれるなど、祭文の各所に正月祭祀にまつわる信仰や習俗が読み込まれている。

また、祭文の主祭神である大王天王は、A本Ⅱ・(1)では、「盤古王・歳徳神・牛頭天王」という三つの名を名乗っている（B本では「年神」とする）。盤古王や歳徳神は、中世の牛頭天王信仰において牛頭天王と近い尊格であり、<sup>(22)</sup>また正月祭祀と疫神祭祀については、大歳の夜に客人神が福をもたらす昔話「大歳の客」<sup>(23)</sup>や、疫神を歓待する「疫神の宿」の習俗<sup>(24)</sup>など、民俗信仰上の連関が見出される。

### c 間取り・曆・禁忌など

この祭文には、aやbなどの祭文の中心となる信仰以外にも、様々な信仰や民俗知識が取り入れられている。Ⅲ・(1)では、蘇民のおきなの顔色が悪いことに気づいた大王天王が、その原因を、大歳の夜に「我が見足」<sup>(春足)</sup>が屋敷に留まっていることにあるかと問う。しかし蘇民のおきなのは、北に窓を切り南に戸口があるために風が吹き付けることを理由に挙げる。これは家の間取りについての知識である。<sup>(25)</sup>

またⅣ・(1)では、蘇民のおきなが大王天王の一行を正月七日の間引き留めるが、その理由として、「親げんざう子げんざう」<sup>(忌まふ)</sup>、「当初氏子大明神御祈祷」<sup>(九鹿・熊)</sup>、「月の三日はいもう事」<sup>(忌まふ)</sup>、「しゃく」<sup>(節)</sup>、「五かん日節句初め」<sup>(節)</sup>、「西がふさがりくま王神」<sup>(九鹿・熊)</sup>が挙げられている。特に最後に挙げられた「九魔王神・熊王神（クマオウジン・クマウジン）」は、門出や旅行などをする際に避ける方角にいる神であり、神のいる方角への出立を忌む。<sup>(26)</sup>一行の出立を思い留まらせる理由として相応なものである。

こうした曆の内容は、陰陽道に由来する民俗知識であるが、在地の宗教者である太夫の元には、そうした知識もまた集積していたのである。

#### d 文藝的表現と『大土公神祭文』

この祭文の展開には、I・(2)とIV・(2)という二つの場面転換部がある。二つの場面では、大主天王一行の旅中の道程を、古典文学や芸能において典型的なモチーフである〈道行〉の様式で描写されている。道行では一般に旅路に関連する地名や風景などが読み込まれるが、この場面にも多様な信仰要素が取り入れられている。

一行の旅のはじまりにあたるI・(2)では、A本は「山ノスジャウトヨノ住家ヲ渡ラセ給エバ……」の後に、四月には「あせもの花」、六月土用中ばには「夏モモサウ木」を見て、「山ノスジャウ取テフクシテヨカラジモノカト有テキコサセメサレ候」と尋ねる。そして「あせもの花」は悪しき、「夏モモサウ木」は良きものとして、「今カイトウノ御世ノ浮世ニ多クあれとモ彼ノ御ユハレニテ候」と結ばれる。夏モモの木の前では「大主天王ノ御見足ハ、キタル笠ヲヌイデ渡ラセ給候」とあり、旅装束の笠と疱瘡の瘡を重ねた連想が見られる。B本でも同様の問答が四回繰り返されており、それぞれ、「春三月土用中ば」、「四月中ば」、「六月中ば」、「秋八月」というように、旅路の進行が月の経過と共にあらわされている。

一方、IV・(2)の〈サカサシウジカヤカタ〉へ向かう道行では、その行程が五方で示される。「東方東の御門遣り拾給へ候へハ……」(A本)以下、四方(東南北西)への行程には、それぞれに対応する四季(春夏秋冬)の景物が挙げられ、最後の「中王国の御門遣りハ……」では、「大とうつるき」「けいとうつるき」「半尺のかづら」「五尺遣帯」「からの鏡」「けしやうけわいの道具」にて飾ることが述べられる。この一文の前提となるのは、盤古大王の五人の王子(龍王)による四季と土用の所領分けの説話(五龍王説話)による『大土公神祭文』である。奥三河の『大土公神祭文』は、中央を司る五郎が姫宮とされ、また祭文の末尾に様々な宝の名を羅列する「宝数え」の詞章が付されている。その「宝数え」の詞

章の「女の宝」について語る場面に、IV・(2)の内容との相関関係が推察される。たとえば東栄町中設楽岡田家伝来の『大土公宝祭文』では、「八尺のかけおび」「五尺のかづら」「やつはながたのからのかけおび」「くし」「はり」「けぬき」「たとうがみ」「みどりのもとひ」が挙げられている<sup>(27)</sup>。

またこの他の文芸的特徴として、龍宮であるサカサシウジガヤカタの様子を、暑さ寒さを感じず、身体的に年を取らないとすること、また大主天王が「四方浄土」を見るなどして過ごすことなどに、お伽草子をはじめとする文芸作品における典型的な龍宮浄土のイメージの引用が見られる<sup>(28)</sup>。

こうした祭文の表現には、文芸に対する教養的な知識をふまえて、疫病祓の詞章としての体裁を整える作為を見いだすことが出来る。また『大土公神祭文』の「宝数え」の詞章との連関は、「宝数え」の詞章の在地における文芸的広がりとしても捉えることができるだろう。

#### 四、まとめ

豊根村山内地区の鍵取り、榊原家に伝えられた『御歳徳神祭文』は、奥三河における様々な信仰や習俗などが取り入れられた、地域独自の祭文であった。その内容は、全体の構造を蘇民将来譚によりつつも、『牛頭天王嶋渡り祭文』『大土公神祭文』などの地域内に流布する祭文の内容、正月祭祀の信仰や習俗、家相や暦の知識などが複層的に織り込まれており、道行などの文芸様式も活用されている。

この『御歳徳神祭文』は、現在のところ榊原家以外には見られないこと、また本稿で取り上げた内容上の特徴から、奥三河圏内において成立し、一部の太夫の間で限定的に用いられていた祭文であったと考えられる。行疫神祭祀・正月祭祀といった中心となる信仰、『牛頭天王嶋渡り祭文』『大土公神祭文』などの地域に伝えられる他の祭文、問取り・暦・禁忌をはじめとする民俗知識などの多様な信仰要素について広く把握し、本

文に文芸性を持たせることも出来る、地域の中で高い教養を持つ者の手によると言えよう。多くの儀礼や民俗知識に関わる文献を所持していた、太夫家の人物と考えて良いのではないだろうか。

本資料の分析から、更なる課題がうかがいあがる。それはこの祭文が用いられた儀礼の場の状況である。先に述べた通り、この祭文は病人祈祷の儀礼の中で読誦されたことが知られるが、第三節(2)に述べた民俗知識や文芸的特徴などからは、祭文の〈聴き手〉への意識が読み取れる。榊原家の病人祈祷がどのような場で行われたのか、またこの祭文を含む疫神祭祀の儀礼詞章の用途については、資料を精査することでより詳しい検討を加える必要がある。これらの検討は、花祭りなどで知られる近世期奥三河の宗教文化についての新たな側面を見出すことに繋がるだろう。

## 五、翻刻

### 凡例

- ・本文は原文のまま示し、漢字は通行の字体に改めた。
- ・送り仮名は本文の大きさにて示した。
- ・助詞は極力原文のまま示し、以下は改めた。
- 者↓は 乃↓の 仁↓ニ 而↓テ
- ・「夕」は原文のまま示した。「并」は「菩薩」とした。
- ・破損等による欠字は、□または「」にて示した。
- ・判読不明の文字は、○にて示した。
- ・私に読点を付した。
- ・脇書にて、文意に即した漢字を補った。当て字は（ ）、誤字は〔 〕にて示した。同じ表記が複数回ある場合は、初出時に示した。
- ・丁数は下段に付した。表は「オ」、裏は「ウ」にて示した。
- ・表記上の注記は、下段に※を付して示した。
- ・【表1】における展開番号を、本文中に□にて示した。

## ○古書番号 二二〇 「御歳神祭文」(A本)

### 御歳徳神祭文

1. (1)

13丁オ

一 住梵天キタノ半地古京カ岩屋ミ当かりニ、

大王天王は、三年三月九十日、コケガフスマト

御立御ランナサセ給候、大王天王小金之門ノ

上<sup>三</sup>白キ山ハトナンワ<sup>※</sup>ガトマリヲナシテ、大王天

王<sup>ニ</sup>指向テ、サカサシウジカヤカタヒトリヒメカ

候、サモシルヘキラムコニマイレト仰、サヨスリメ

サレ候ケレバ、大王天王は、ウレシキ事カ千代

ナラズカ仰候、十二ノ御状玉ズサ遊せ給へ候、

山ハトナンワ<sup>※</sup>ヲ、サカサシウジカ屋方へませ給へ候、

1. (2) 比はイスソノ比成、春三月土用中バ比ナリ、大

王天王、タヒトハバキノヨウイめサレ候、大王天

王は、九百九拾九里ノ通<sup>ニ</sup>向テ出サセ給、四月

中ばに、山<sup>ノ</sup>スジヤウトヨノ住家<sup>ヲ</sup>渡ラセ給エハ、あ

せモノ花<sup>ヲ</sup>サカリト御ラン被成候、是<sup>ヲ</sup>山スジヤウ

トツテフクシテヨカラジモノカト有<sup>テ</sup>キコサセ

メサレ候、あせモノ花<sup>ニ</sup>大キ<sup>ニ</sup>ヨハセ給候へバ、是は

山スジヤウガトツテフクシテアシキモノダト、奥

山トヤマスセキ七本カフモトエナケサセ給、今

カイトウノ御世の浮世<sup>ニ</sup>多クあれとモ彼ノ

御ユハレニテ候、六月土用中ば、山ノスシヤウノト

世ノ住家<sup>ヲ</sup>渡らせ給候へバ、夏モ、サウ木

サウ生ナンテあれバ、山スジヤウ取テ喰シテ能

者カアシキモノカト有<sup>テ</sup>キコサセ給ハ、是ハ

※「ワ」に濁点

13丁ウ

※「ワ」に濁点

14丁オ



山ノスジヤウ取テブクシテ能キモノダ夏ノ

「 14丁ウ

ほとれを借りさせ給へ候、今夜の歳の夜なれハ四

「 16丁オ

クワケイシタトテ、ヲン、木ノ下若木ノシタハカ  
サヲヌイテ通レト仰候ケレバ、大王天王ノ御見(眷)

足ハ、キタル笠ヲヌイデ渡ラセ給候、夏モ、ヲ

七ツノ嶋ノホトレエトツテナケサセ給へ候、今カイ

トウノ御世ノ浮世に多クアレトモ、カノ御ユハレニ

テ候、II・(1)大王天王ハ九百九拾九里ノ通(御覺)向テ、ヒヤ

タノ御所、カラ木タノ御所、玉ノマル屋(御覺)五天作カ見ヘ

ルカ、アレハ神ニ御縁アル氏子佛ニ縁ノ氏子カト仰

候ヘハ、あれハ神ニ御縁ノ無イ佛ニ御縁ナキ小丹長者ガ

家方遣リト仰候ナレトモ、テチカニ見ヘルうれ

シキ事カト仰候、折シモ小ノシハス式拾九日

の夜、小丹長者ガ家方へつかせめされ候、安内(眷)

申モノ申、三度ヨバわりヲトツレ被召候、小丹長

者ハカドエサンヂやう出サセ被召、ナンジハ男子ノ

体カ女子ノ体ガヘンケマナワリモノカトトハセ

被召候ヘハ、大王天王ハ、我ハヘンゲマナワリ物(テ)ナシ、

天(笠)クデ(笠)バン(笠)五王、国(笠)ニ下レバ年徳神トハ我カ事

ニテ候、サカサシウヂカ家方ノ一人娘コイ取

申御賀ニ参、牛頭天王たと仰候、暮ニヲヨビ難儀至

極ト仰候、今夜之年夜之届ヲカサセ被召候、小

丹長者カ奥間ヲ借りサセ給ヘハ、小丹長者ハ、今

夜ノ歳なれば四拾式人有京達カ立廻リテセバク

候、をヌイノほとれヲ借りサセ給へ候ヘバ、今夜歳

の夜ナレバ有京達の四拾式人女房達カ立廻リテ

せばく候、下ていのほとれ借せ給へと仰候ヘバ、四拾

式人の若きみ達の立廻りてせばく候、中間の

「 15丁オ

借りさせ給へ候ヘハ、四拾式正之めい馬ニ、四拾式正

「 16丁ウ

の小金の馬に、四拾式人の馬屋番衆テせばく

候、門の若松下ヲ借りさせ給ヘハ、小丹長者ハ春ハ

祝の松、夏ハ子かいの松、秋ハ藏松、歳ニ三度

之祝松テせばく候、小丹長者カ太郎むす

子、羽先八寸の金のあしだをはき、黒金の

七尺式寸之又つゑつゑにつひてハ、五尺三寸ノ大刀

けいめひ高ニ指シ、大王天王今夜之年之夜ニ親人

富ヲ借スマイ仰けるに、シキリニ宿借り被召候

ハイカ、ト仰候、天王其時言、た、かい被召候ヘバ、

太郎むす子ハ、今夜ノ年夜ニ、ふたずか、はらす

か、ぶくせずか、サカナニ取らんかトありけれバ、大王

天王ハ門カラ城ヘヨシクト出サセ給へ候、II・(2)西方西

え向てたびを被成候けれハ、拾七八の若やうと女カ、

小金ノつまか小金のひしやくで水ヲ汲せ給へ候ヘ

ば、大王天王ハ、姫若其水ヲたびのきやく僧ニ給リ

被召ト仰候、姫若は、安キ事候か、小丹長者カ姫

ニテ候か、小丹長者心コマキかき事カケシつふ程成

「 15丁ウ

ほそき心成レハ、高キ大神も、ひキ、小神も、人間山

「 17丁オ

のすじやうも、所当所氏大神も、あらたの年若

水のつとう汲ハ寅卯別ニ向取か、今夜向ヘル

候、をヌイノほとれヲ借りサセ給へ候、今夜の歳の夜なれハ四

拾式人の子若達の大どう小どうの申覚テ

せばく候、下ていのほとりを借りさせ給へ候ヘハ、

四拾式人の水シ達カ立廻リテせばく候、御にわ

のほとりを借りさせ給へ候ヘハ、小丹カ水シカ立廻リセ

こしき立テせばく候間、屋のほとれを

「 17丁ウ

小丹長者か事<sup>ニテ</sup>あれば、此水まわせて有ならハ、小丹か家方で歳<sup>ヲ</sup>越事不成ね、しゃうの言<sup>ニ</sup>

四拾式のはかりとは申か、我ハたはかりおしと

仰けレハ、大王天王ハくるしくおし給り被召とて、

天王御見足一ひしやく八半テロヲす、き、七ひ

しやく八半のつとう吞<sup>ヲ</sup>被召候、大王天王ハ、姫若此御

所之内<sup>ニ</sup>宿<sup>ヲ</sup>借ス者ハ無シカト仰けレハ、是ハ五町

半西へ向て出サセ給へハ、柴の折家<sup>ニ</sup>折ませのい

ゑか候、歳夜にても宿参らせる人<sup>ニテ</sup>候、天王

柵生言<sup>ニ</sup>、柴折家折ませの家トハキ、訳無イと

仰候、姫若ハ、柴<sup>ノ</sup>折家と申ハ去年かや今年<sup>ノ</sup>かや

ふきませたかしばの折家<sup>ニテ</sup>候、はつかしき乍

事、我ハ住<sup>ヲ</sup>キナカむすめにて候、大王天王ハナンジ

蘇民将来子孫か仰候、左のたもと分<sup>ニ</sup>黒<sup>ニ</sup>すり出シ、

カミ<sup>ノ</sup>生きわに、モンセカ流蘇民か子孫<sup>ト</sup>ボ字ヲ

ひねらせ給候、Ⅱ・(3)大王天王ハ西方西<sup>江</sup>向て五町半

度<sup>ニ</sup>被召候得ハ、誠柴の折家折ませの家か

候ケレハ、安内申モノ申、三度ヲトつレ被成候

得ハ、ふひんな蘇民のヲキナテアレハ、歳ノ夜

成共ものを付、きねをかついで門へ出サセ

給候、蘇民将来拾せ給へ候へハ、左の足千手クワン

ヲン、右之足ハモンジユ菩薩、左の遍<sup>ニ</sup>先<sup>キ</sup>ほけ

経八流、右遍に先アイキヤウ八流かむりを

拾めハ、六月廻り三年ふさかり大<sup>大</sup>じやう車<sup>車</sup>ト拾

給へ候、蘇民のおキナハ、コンナ草家に宿参せ

る人てハないかと仰候、スタサキ身トシテ女子ノ

身テ拾サ二天のヲそれと仰候へハ、大王天王は

「 19丁オ

苦無シ宿<sup>ヲ</sup>給りめされと仰候、蘇民のヲキナハ

立ウスノ上<sup>ニ</sup>戸板<sup>ヲ</sup>置シ、戸板の上<sup>ニ</sup>わらの

出乱レ、茅の出乱、白キはこしを越<sup>ニ</sup>出シテ、大

天王王是に御らんあれと仰候、Ⅲ・(4)蘇民のをき

なハ、大王天王の御とまりあるか、喰ス物かないか

と仰候、太郎むす子ハ、親十代の白見の鏡ヲ

三枚、小丹長者<sup>ニ</sup>質物<sup>ニ</sup>置ク仰候、蘇民ノヲキ

ナカ太郎むす子ハ、親十代の白見の鏡<sup>ヲ</sup>三枚

持、小丹長者か家方へ遣参り、小丹長者親

拾代の白見鏡三枚質物指上申、ヘイチ三

合米拾俵かさせ給<sup>ト</sup>仰候へハ、小丹長者太郎

むす子ハ、先<sup>ニ</sup>通りたあんにやの僧<sup>ヲ</sup>留<sup>テ</sup>有

らか、我ハ喰ス物かなけれハ留ぬか、あれはそと

めつらと仰候、蘇民のをきなわ、かをにもミ

ジヲ引ちらし、なでやふくませたてへ三

ちやう遍らせ給へ候、蘇民のをきなわかを

のけしきか悪シク候へば、大王天王ハ、今夜の年

の夜<sup>ニ</sup>我か見足留リテアルテかをのけしき

悪クあるかと仰候けれハ、何か大王天王御留アル

にかをのけしきかわるく候わず、きたにまと

切南<sup>ニ</sup>戸口明ぬ物だと申かふびんなすミのを

きなてあれバ、北<sup>ニ</sup>まと切南<sup>ニ</sup>戸口風か吹キ付

カヲノケシきわるいと仰候、大王天王蘇民のヲ

キナコtailワ、大王カこたいぬハ、小ヲウチカ

ラひきくめや、もく、たとへゆわれか仰候、

すミのをきなわかくす事つみに成と申なり、

かくし参せず、次郎嫁<sup>ト</sup>姫<sup>ト</sup>やり、太郎むす

「 21丁ウ

子ヲ質ニ置、親拾代之白見の鏡を三枚平次三

合米拾俵質物ニ置スト申せば、小丹長者太郎

むす子ハ我か次郎聳<sup>ニテ</sup>候か、先ニ通シあん<sup>ニ</sup>や

の僧<sup>ヲ</sup>留テアルラ、我はくわ<sup>ニ</sup>ず物かなければ

留ぬかあれはぞ留つらと仰候、夫有かをの

けしきかアシ、ト仰候、大王天王クルシクナイ也、

千物此高分参らせると仰候、左のたもと分小

金三千むりやうに実かたないゑんぶ談金を

出させ給へ候、是ら程の三国一之御宝ハ、小丹長

者成共手にも有まい、目<sup>ニ</sup>も見まいと仰候、蘇

民のをきなわ、昔天ちく梵天国アツタチやうト

申中比、サカサシウジカ家方にあつたちやうとも申、

是ラ程<sup>シ</sup>の御宝<sup>ヲ</sup>今夜ノ年夜<sup>ニ</sup>取

来之能からち事かあしからち事か、我いさ、

かしらぬ仰候、くるしくない、あい七年之名所

のかわりに天ぢくほん天国へ我持<sup>テ</sup>上<sup>ル</sup>と仰候、

蘇民のおきなハゑんぶ談金<sup>コ</sup>小丹家方<sup>ヘ</sup>持<sup>テ</sup>

参、質物指上被召候へハ、小丹長者もかたはな

明テ見れハ、土<sup>唐土</sup>を土天ぢくりうぐん浄土、我叩

国<sup>ヲ</sup>一目<sup>ニ</sup>拾せ給候、小丹も大キ<sup>ニ</sup>哭キ、是ら程の

御宝物ハ昔ハ天ぢくほんてん国にあつたちやうとも

申中比、さかさじうじか家方<sup>ニ</sup>あつたちやうとも

申、是ラ程<sup>シ</sup>ノ御宝物<sup>ヲ</sup>今夜歳<sup>ノ</sup>夜<sup>ニ</sup>手<sup>ニ</sup>取、

先々よからじ事かあしからち事か、我いさ、か

知らぬと仰候、小丹ちやうぢやか八百八拾人の御見足、

とうのれんかを差上七頭<sup>ス</sup>之かうへを地<sup>ニ</sup>付拾

かし付申せハ、小丹長者ハ平次三合米拾俵、夜<sup>ノ</sup>

行の年<sup>ニ</sup>付、蘇民かやかたへ送せ給へ候、III・(2) 蘇民

将来ハくわすホきかなけれ、おしきもない

かと仰候、大王天王ハ山ノすじやう住家所<sup>ニ</sup>ふんき取

すき拜やはた等物<sup>ヲ</sup>ふくせてきれいな物だ

と仰候へハ、蘇民のをきなわはづかしき事だ

かそれ<sup>モ</sup>ないかと仰候、大王天王ハわらじやうケヲゆへと

仰候、蘇民ノヲキナハわらじやうゲユイテ、大しやう

グン御見足<sup>江</sup>御ツラ差上被召候、今カイトウノ御世の

浮世にテ、モンゼカ流蘇民か子孫七社の神の氏子所

歳神のゆいやすと申も是分出来始り候、IV・(1) 大王天王ハ、

世にも国<sup>ニ</sup>も一夜福被来<sup>ニ</sup>年越<sup>テ</sup>、一主日<sup>ニ</sup>立タント仰候、

蘇民将来ハ一主日ハ親けんぞう子けんぞうたに御

留<sup>リ</sup>ありあれ、二日<sup>ニ</sup>達<sup>ト</sup>仰候へハ、二日ハ所当所氏大神の

御祈禱<sup>タ</sup>ニ御留りあれ、三日<sup>ニ</sup>立タント仰候へハ、月の三日ハイ

ム事<sup>タ</sup>ニ御留りあれ、四日<sup>ニ</sup>立タント仰候へハ、四日〇れた<sup>ニ</sup>

御留りあれ、五日に立ト仰候へハ、五日ハ五かん日節句始メ

だに御留あれトテ、一七日七日<sup>ニ</sup>達ト仰候、蘇民将来ハ

御座舟三艘出シ、壹艘之舟<sup>ニ</sup>ハ大王天王、壹艘の舟<sup>ニ</sup>ハ

御見足、壹艘之舟<sup>ニ</sup>蘇民将来送り付、箱崎山今

地かうらへ風の定地にまかせ出サセ給候、箱崎山今 「 2 4 丁ウ

地かうらに七日七夜留置被成ね、金銭ら万炎ト三

艘の舟<sup>ニ</sup>つませ給へ候、大王天王、蘇民将来我町玉<sup>待給</sup>へ

留リテ玉ノ丸屋<sup>ニ</sup>御天作を立ヨト仰候、其時小丹長

者か家見とあらハ、古年迎ハあわれ至極テあれとも、

歳ノ夜あん<sup>ニ</sup>やの僧<sup>ヲ</sup>留<sup>テ</sup>あれハ、古年分今年は

様子<sup>カ</sup>吉<sup>シ</sup>留るベシ、小丹か家方<sup>ニ</sup>壹ト半高ク立ヨト

様子<sup>カ</sup>吉<sup>シ</sup>留るベシ、小丹か家方<sup>ニ</sup>壹ト半高ク立ヨト

「 2 3 丁オ

「 2 2 丁ウ

「 2 2 丁オ

仰候、蘇民将来三艘の舟ヲ我町国へ引テ上らせ給へ候、

大王天王ハサカサしゆうじか家方へ遣テ参<sup>セ</sup>給へ候、 〔25丁オ〕

〔IV〕<sup>(2)</sup> 東方東の御門遣リヲ拾給へ候へハ、ケイ丹高来かすみ

たな引もろうか山<sup>ニ</sup>きり打掛、にわの<sup>(船本)</sup>千水、竹<sup>ニ</sup>ウク

イスかすを遣、梅<sup>ノ</sup>初花あなたこなた系吹ちらス、

春の山<sup>ニ</sup>ハなご打か、り、春之四節ハなんくすじやうと

拾給へ候、南方南の御門遣リを拾せ給候へハ、三千条の田の

表へ遣井か水ヲつけ遣、松虫、す、虫、くつわ虫、つね

をさよづるけ行うと虫玉むれたハ、夏の四節をなんく

しゆじやうと拾せ給へ候、西方西の御門遣リ、浅もミぢ、うす

もミぢ、三千条ノ田表<sup>ニ</sup>いねか出みだれ、いねこつゑに、 〔25丁ウ〕

玉すゞめ、ふくらすゞめ、はきの小つへに鹿かむれたハ

なんくすじやう、秋の四節と拾せ給へ候、北方北の御門遣

ハ、天照大神之榊山<sup>ニ</sup>かたひらゆきふり掛、こぜののきはに

つら、ゆき、しきか羽ぶしを并置いたハ、冬の四節

なんくすじやうト拾せ給へ候、中王国の御門遣リハ、大とう

つるき、けいとうつるき、半尺のかづら、五尺遣帯、

からの鏡、けしやうけわいの道具デかさらせ給へ候、〔V〕<sup>(1)</sup> 安

内申もの申と三度よばわり叩かせば、海龍王ハ門へ

参上させ給へ候へは、我ハ男子体か女子の体かへん 〔26丁オ〕

ケマナワリモのかト仰候、我男子ノ体<sup>ニテ</sup>候、女子体テナシ

へんけマナワリモのデ候ワス、天ちくデハ大王天王、国<sup>ニ</sup>下

れハ歳徳神トワ我か事<sup>ニテ</sup>候、サカサシウヂガ家方一人娘

ホウ、キゼンコクサモ罷御掣<sup>ニ</sup>参ル仰候、海龍王姫

持タか五ツノ御難、六ツノ御里、生たらわぬ姫タト仰候、大王天王

ハ五ツ御難、六ツノ御里、生たらずとも是飛<sup>(金)</sup>恋取申御掣<sup>ニ</sup>

参ト仰候、大王天王姫迎成ハ、キサキ参せんト仰候、海龍王ハ七

重ノしきのすだれ八重ニカキカヤシテ高来へリ千遍シキ、庵

のシキ皮千枚参、三界ノ珍物国土の重しを取調イテ、

玉<sup>(越)</sup>越、中子越、是代の越車ヲ取調イテ、七日七夜ノ 〔26丁ウ〕

御酒もりを被召候、サカサしゆうぢか屋方の一人娘ハ大王天王

に指向て、此国ハワツカ小国テあれども、物<sup>ヲ</sup>ふくせてひたる

くなし、浅のゑんしやをキねどもさむくもなし、年ハ

寄りテモかをにしわよるためしもなし、一日は一年、

二日二年、三日三年の御世を送り、キノウカキヤウカと云

内、アイ七年の御世の身弟子ヲ送レ共、吹屋せぜざい<sup>カ</sup>

浄土とてあれ共、一夜<sup>ヤ</sup>の御座うつりのなくてハ身あ

ラジト仰候、大王天王ハ我町国上リテ四方浄土ヲ御ラン

被成候へハ、キノウカキヤウカト思ふ内に、間七年の御世の身弟

送らせ給へ候、ニシキノ桂<sup>(巻)</sup>有綱<sup>イテ</sup>歳徳方住ノ 〔27丁オ〕

梵天北の御越<sup>ニ</sup>、ひやたの御前、から木談<sup>(だん)</sup>之御所、玉の丸

屋<sup>ニ</sup>御天作ヲ立サセ給候、高来べり千条<sup>(巻)</sup>シキ庵の

シキカワ千枚参、三界之珍物国王之重し取ととの

いて、玉のこし、中儀の越、是代の越トクルマヲ取調イ

テ、拾式人の水仕達をたな引被召、今地之にしき

かつきしてハ新屋へうつし罷付被召候、大王天

王七日七夜之御酒もりて千代万ぜイ御祝<sup>ニテ</sup>、一

夜の御座うつり被成候へハ、姫若七日月かとまりて

七月のくるしミ遣り、八月八半わづらい被召、十月八

半テ御産之ひほヲとかせ被召候、拾式人の水仕達ハ

今地のにしき御産と定メテ拾かしたつき申せば、

先老番<sup>ニ</sup>もうけ被立<sup>タ</sup>第一王子相光天王、第二

王子魔王天王、第三ノ王子俱魔羅天王、第四王子ハ

良待天王、第五王子徳<sup>(トウ)</sup>達神天王、第六王子達尼漢<sup>(タニカン)</sup>



天王、第七王子待神相光天王、七人之天王達ヲみ海七海

ウツシ罷付、V・(2)大王天王ハ、あや千談、ニシキ千談、から折物

千談、三千服テカサリ立、箱先山今地ウラ松<sup>(か)</sup>〇

光明か、折戸へ、風心地ニまかせて出させ給へ候へハ、じや

徳鬼神拾式のツノヲ振立、くれないのしたまき立て、大

王天王ノ召たる舟ヲ吞スシテ追せ給へ候、大王天王ハ

舟ノ戸<sup>(せ)</sup>〇御達あつて、我ハサカサシユウジカヤカタエ御

聳ニ参、七人の天王達をもうけそだて、候、明み七海

王罷付古京へ帰ル、我か召たる舟ニ目ヲ掛もの覚

無シ、大龍の使か小龍の使ト、五尺八寸引ぬきテ剣<sup>(けん)</sup>

のうふらせ給候、しや徳鬼神大王天王ニ向て、天下無テ

雨かふらずか、地か無クテ草かはへずか、国かなくて

風か不立か、大王天王なくてしや徳鬼神ならんか、七

人の天王達<sup>ヲ</sup>もうけそだて、王神達<sup>ノ</sup>かむりた物

後の物、ちせいカイケエアライ流衣つもりて毒

じやと成り候、親人なれハ恋シサニ送り付ト仰候、大王天

王ハ我か子ならばスカタヲ現ヨと仰候ケレハ、海の上ニテ

十二ノつのを振くずし、十壹面観音トあらハ

れ被召候、大王天王壺舟へかき上、ようち合かいて

見れハ、かんそくふしの歳のかざかする、さらば

我子ニまきれ無、第八王神宅相神天王八王神

と名付、国<sup>(江)</sup>しや徳鬼神テとうせ給へ候、VI・(1)大王天王ハ

三度替りに四方天王、四度の替りに八王神、七人

の天王達ハ一度クワンドウテあり、八王神ハあま

クワンドウ被召た人ダカ、四面四病の病ヲ作り出シ、

小丹か屋方をほろぼしたく、惣順筋ニマシ置ス

仰候、八王神ハ親人のかたき打ならあき事<sup>ニテ</sup>

「 29丁オ

「 28丁ウ

候、是分さかさしゅうぢか屋方へ立帰り、るりの

つほ<sup>ニテ</sup>四百死病之病作出参仰候、サカサ

しゅうぢか屋方へ立帰り、四百死病作らせ給へ、

石かろうツ拾四ニ浩メテとのか中に付、箱先山

コンヂカウラエ引テ上り、八王神親人の御前<sup>ニテ</sup>

石のかるうつ拾四のふた<sup>ヲ</sup>取、四百死病のじや神

を御らんあれと仰候、大王天王御らんじて、

是ハ八王神しや神之神ニ四足五体か無イカト

仰候へハ、八王神親たる人丹地の山ノ戸羽の印<sup>ニテ</sup>、

行へハ四足五体出来、御渡り被召候、VI・(2)八王神ハ、じや

神之神<sup>ヲ</sup>小丹長者前のしだれ柳ニ千羽の

小たかとへんじて羽をやすませ被召候、小丹

か屋方へサトメラをろさせ被召候、先一番のさ

とめに、家ノむねにとひをすへさとめと被成候、

何共さとらぬ小丹長者、御釜ノ上ニ荒かまを置キ

さとめにをろし、何共さとらぬ小丹長者、釜ノ上小金

のいたうを置イテサトメラろせハ、むかしワウカノ

御木地有とわきイたか、目<sup>ニ</sup>も見へぬか手<sup>ニ</sup>も取ぬか、

ケサ目に遣りたとはつし被召候、祢生かあさかみなけ

いだし、水を厄クへ打しな福歌さよつるも、八王神の

さとめで有か、何共さとらぬ小丹長者、釜ノ前をウク

ラモチノモチキリスルモ、八王神のさとめ、何共さとらぬ

小丹長者、祢生朝かみなけ出シ、にわ中で福歌さよ

るも、八王神のさとめで有ル、何共さとらぬ小丹長者、ほん

に折はし升に小刀、祢生か物つききねを立な

けになけ出すむ地<sup>ニ</sup>、地神か七尺しすむ申か、是モ

八王神サトメデある、六月土用中場<sup>ニ</sup>、きつねのくいおき

「 30丁ウ

「 30丁オ

いたちのへゆるすも、八王神さとめて有、何共サとらぬ小丹長者、なべ釜へつもその遣人も、八王神のさとメデあるか、何共さとらぬ小丹長者、きやう七ツ半のさとめおろしたか、何共さとらぬ小丹長者、婦夫之ゆめにクろ金の体<sup>ニ</sup>ちかや七本生<sup>ヲ</sup>出そかなるみなる草生

成てさとめにをろし、小丹長者大気に哭キ、とうど天ちく龍車<sup>御</sup>浄土我町国三国一ノ物しり達處、占八

卦三本引合見れハ、八王神のさとめと仰候、小丹長者

物しり達を頼せ給候へハ、東方東<sup>ニ</sup>木ノ山<sup>ヲ</sup>立、きりと

かすミ行、南方南に火之山<sup>ヲ</sup>立、火ゑんと行、西方西

にハ金の山立、北方きたに水ノ山<sup>ヲ</sup>立、白瀧と行、中方

国に土ノ山立、きりとかすみ<sup>ヲ</sup>七日七夜行被召候へハ、

八王神小丹か屋方御らんあれハ、きりふり遣り、かすみた

な引、どこの何国共不知、大王天王小丹長者か屋

方きりとかすみて見へぬと仰候、大王天王ハ、八王

神、しやかの身弟に目のかた目成ほうしのはかせか

七日<sup>ニ</sup>七つの文字ヲ読はずシ、手のゆびかたゆび

切たるほうしのはかせか、七ツの印ヲむびはづし、

まか切魔戸と成給、それゝ遣入被召仰候、八王

神御らん有ハ、小丹屋方に切魔戸いてき候へハ、四百

死病たな引被召、小丹か屋方へ遣入ル時、身先のか

す石<sup>ニ</sup>たとへハ、こま種六石六升、ゑ種六石六升

程の身先達、あまる身先ハ朝日の間ほこり、夕

日のまほこり、小丹八百八拾人之見足あらさせ被

召候へハ、Ⅲ・(1) 大王天王ハ八王神ヲ<sup>ン</sup>ノ氏子か式人不有か

見分た助暮<sup>ト</sup>よと仰候、八王神ハ親たる人

しるし仕証文出させ給へト仰候へハ、かミの

おいきわにもんせか流蘇民か子孫ぼんぢ置ル

と仰候、八王神ハ八百八拾人の御見足改被召候へハ、

女子式人ある親人は湯取水取すべきかと

仰候、大王天王あるおんの氏子湯取水取<sup>ニ</sup>成ス

と仰候、八王神ハ親人悪シキ物ハたねを切て産

か切テよいかと仰候へハ、大王天王ハ悪キ物ハ種<sup>ヲ</sup>

「Ⅲ」むかえ三寸に五六八寸のあらずば

「Ⅲ」せちあらし被召候、七拾五日の者<sup>物</sup>忌

す□も是分始り候、Ⅳ・(2) 蘇民将来ハ大王天王御見足

に御つかれと仰候、天王ハ何か我か見足<sup>ニ</sup>ふるまい

ならんと仰候、新釜<sup>ヲ</sup>七口出し、新屋かいとて

かいをにて三千條の田面<sup>ニ</sup>身先壱人宛置て

奉駒テちやうしひしやけて三度ふくせ給へ候、

大王天王ハ山のすじやうふんして、是ら程のふる

まいしたかくわぬ身先か三人ある、我か祭テ

くれんと仰候、百八ほんのうのむな水いしやうもミ

すゞさらをしもみそらにほん天大しゃく、下<sup>ニ</sup>

十二たい天王、八万八千の星ノ三門と祭せ給へ候、大王

天王ハ八王神屋敷所ヲ置と仰候、八王神ハ屋敷所

ハ大和山城御福之屋敷処と仰候、氏子所ハ越後越

中さとか嶋<sup>ニ</sup>小丹か流か七拾五流知行惣分ト

仰、大王天王、牛頭天王の御旦那<sup>ニ</sup>七拾生ハ折節、八拾

生ハつきぶし、九石千談夜<sup>ル</sup>あすからし、ひるや

「Ⅲ」月才朔難日役難掛させ給、後之神

「Ⅲ」此か子孫七社之神之氏子所<sup>ニ</sup>て小

「Ⅲ」入ヲ出ス渡リ神達見入聞入のうじゆ

「Ⅲ」の八ツ御み、ふり立テきこしめせ□※

「 31丁オ

「 31丁ウ

「 32丁オ

※破損につき不読

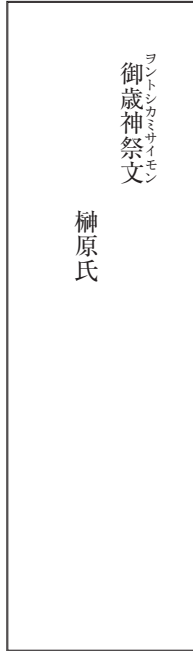
「 33丁オ

「 33丁ウ

※墨減

申<sup>□</sup>□<sup>□</sup>か流と申者、体ニ替リハなけれ共、生死ニ<sup>ラ</sup>キ  
 らわず、神參仏參不仕、二年之境<sup>ニ</sup>若松立夕証  
 抛か有まい、昔五人王神達御かん千萬そしあら  
 そいの御世の時、天のさかほこさかさに指夕証こ  
 か有ルまい小丹か流へ千ちんとんで、春ハかい病、夏腹、  
 秋ハ役病、冬ハいもくじはしか、四節の病を能て  
 身を遍させ給へ候、きやう氏子御旦那と申は、流ニ取て  
 (以下欠)

○古文書番号 八三「御蔵神祭文」(B本)



御蔵神祭文

榊原氏

1. (1)

一 住のぼんでん北の半福小京かいわや  
 みだうか里に、大王天王は、三年三月  
 九拾日、こけかふすまと成程御立御  
 覧んならせ給ふへ候んバ、大王天王の金の  
 もんの上今白き山ばとなんばかひとつかいの  
 大王天王<sup>三</sup>指向<sup>テ</sup>は、さかさしゆぢか屋かたに  
 一人姫方、きでんこそさも可然<sup>ト</sup>、大王  
 天王<sup>ワ</sup>、拾二の上玉すき遊せ給へ  
 候んバ、坂さしゆぢか屋かた拾二の上

※「二」見せ消ち

「1」丁オ

玉つさ白き山ばとなんばを一ツかい、  
 さかさしゆぢか屋かたへませ給へ候んハ、大王天王ハ  
 たびとはばきのよおひめされ候んバ、たびお  
 めされ候、<sup>1. (2)</sup>比ハいづその比成り、春三月土用

「1」丁ウ

中ばのころ成れば、山<sup>(衆生)</sup>のす上<sup>ト</sup>のよの住家所、  
 むかしわ三年三月九十日で出たと申か、  
 大王天王ハ神に御縁な近き氏子で七十

五日といえは、山のす上<sup>ト</sup>のよの住家を

渡らせ給へ候んば、あせもの花お山の

「2」丁ウ

す上か<sup>ト</sup>つてぶくしてよからしものか悪  
 からじものか<sup>ト</sup>つてきこさせ給へ候んば、  
 あせもの花に大氣<sup>ニ</sup>よハせ給へ候んば、

是ハ山のす上<sup>ト</sup>の取てぶくして悪敷者

だ<sup>ト</sup>て、奥山と山すせ木七本か本へ取て

「2」丁ウ

な<sup>ト</sup>させ給へ候、今かい<sup>ト</sup>の御世の

極世に<sup>ニ</sup>すせき<sup>ニ</sup>多<sup>ニ</sup>あらず<sup>ト</sup>仰候、

四月中ばの比ない、七ツの嶋のほとれ

「3」丁オ

を渡せ給へ候んバ、亦夏を山のす上<sup>ト</sup>の

取てぶくして能らじものかあしからじ

ものかと取てぶくしてよからじと、  
 山のす上<sup>ト</sup>か取てぶくしてよからじもの  
 だ<sup>ト</sup>七ツの嶋のほとれ取てな  
 けさせ給へ候んば、今かい<sup>ト</sup>の御世の  
 極世<sup>ニ</sup>すせきに多<sup>ニ</sup>おなたれ候わす、  
 六月中ばの比、山のす上<sup>ト</sup>のよの  
 住家所を渡せ給へ候んば、夏も、を  
 山のす上<sup>ト</sup>か取てぶくしてよからじものか

「3」丁ウ

悪からじものかと取てきこさせ給へば、  
是ハ山のす上の取てぶくしてよか

らじものだと夏のくわんけいし

たと仰候んば、をんの木の下若木下

おばかさをぬいで通ル申と引具候、

たとへみやうなくいわれか有と仰候んば、

大王天王御見足(眷属)ハ来ルきたるかさをぬいて渡セ

給へ候んば、大王天王ハ秋八月

山のす上のとよの住家ヲ渡セ給へ候んハ、かま

ゑびを山のす上か取てぶくしてよか

らじものかあしからじものかとすつ

て七ツの鳶のほとれ江取てなけさせ

給へ候んば、今かいとうの御よの極世に

多すせきにあらず、II・(1)大王天王わ

九百九十九里の道に指向て、ひやたの御所

から木だの御所、玉の丸屋(御殿)に五てん作か

見ゑるか、あれわ神に御縁な氏子か

仏に御縁な氏子かと仰候、神に御

縁になけれハ仏に御縁にない子丹

長しやか屋かたか手近く見へる

かりと仰、大王天王ハ九百九十九里の

屋ニ指向テ子たんか屋かたか手近見へるうれし

き事ハぜんない成りと、小の月ミをり

しもしわすの廿九日の夕さ、子丹

長しやか屋かたかり江掛参せ、

案内申もの申と、三度叩かいてわ、

子丹長しやか奥のほとれおか

させ給へ候ん、今やの年のよな  
れば、四拾貳人のとのばら達の

立廻ルでせばく候、をゑのほとれお

かさせ給へ候ば、四拾貳人のとのばら達の

めのと女房達の立廻ルでせばく

候、下でいのほとれかさせ給へ候らい

四拾貳人の若君達の立廻ルでせばく

候、中間のほとれをかさせ給へ候ば、こん

やの年のよなれば、四拾貳人の若君

達の大だう小だうのうさるか

でせばくをなたれ候、下だい所のほ

とれをかさせ給へ候ば、四拾貳人の

めのと女房達の水し達廻ルでせはく

をなたれ候ば、おにわのほとれおか

させ給へ候ば、小丹四拾貳人小丹か水し達か

かけて宿かり候ハ、なんちと仰候ば

大王天王ハ、門からもん江出させ給へ候

得ハ、門から城江やうしくと大王天王わ

出させ給へ候ば、其時言た、かい被召

候得ハ、今やの年のよに、ぶたずか、はらすか、

ぶくせずか、酒なに取すかと仰候へば、

II・(2)西方西江やうしくと大方天王ハたびを

めされ候ゑば、拾七八の若やうとめか、

金ノつまか金のひしやくニ水ヲ汲せ給へ

候ば、其水を姫君度命のきやく僧に

給りめされ候ば、やすき事ニ候か、小

丹長しやか心のこまかな事わ、

「 6 丁オ

「 6 丁ウ

「 7 丁オ

「 7 丁ウ

「 5 丁ウ

「 5 丁オ

「 4 丁ウ

「 4 丁オ

「 8 丁オ



やうく拾四に訓たる程ほそき小丹  
長しや、高木大神もひきき小神も

所当所で氏大神もにんけん山の古宮、  
あしたの年若水のはだう汲を寅卯に  
向テ取か、今屋向ヘル小丹長しやか  
事だて、此水まあせて有ならば、小  
丹か御所之内で年越事ハならぬと

仰候、祢宜ハ四拾貳のたばかりとわ  
申か、我ハ四拾貳のたばかりいなぞ

と仰候ハ、大王天王の御けんそくハ一ひしやく  
やはんで口ヲす、き、七ひしやくやはんの

者たちのみをめされ候へば、此御所の  
内ニ宿ませる人ハないかと仰候ハ、西

方西江向て五丁半なかある処は、しば  
のをりゑのおりまでの家かあらずか、

年よだなんだわいわぬ宿ヲ参せる人だと  
申候、祢宜の事は、しばの折家のをり

までの家とわ聞わけをりないと仰候、  
しばの折家の折ませの家とわ、こと

のかやにわ此年のかやふきませだかしばの  
折家の折ませの家で候、はづかしき申様

だか我が住のをきなで候ば、大王天王わ  
左今右のたもからすみすり、添かみのおい

きわ、もんでななかかれ住なしやうこ七社  
の神の氏子のほちをひねらせ給へ候て

Ⅱ・③ 大王天王ハ西方西江向る、五丁半度を被召  
候得ハ、誠しばの折家の折ませの家か候、

是かくと住のをきな屋かたかりわ、

案内申もの申と三度叩かいてわ、ふびん  
な住のをきなで有ルは、年のよ成れば

ものつききね打かつき、門江三丁出させ給へ候ハ、  
左の足ハ千じゆ菩薩、右の足ハもんじゆ菩薩、

左の遍に前ニはけ経かや七かれかぶりハ  
む月めぐり、三年ふさかり大しやうぐんと

拾給へ候江ハ、今な草家ニ宿参らせる  
人でハをりない、すくさきみからで

女きの身としておかむも、てんの  
をそれと仰候、くるしくない宿ヲ給りめ

され候へ、立うすのうへに戸板ヲ并べ、  
戸板の上ニわらのでみだれ、ちかやの

でみたれ、白キはこしを越に出して、  
大王天王是に御覧ント成候と仰候、Ⅲ・① 大王

天王をとまり候か、くわすものかないかと  
仰候、太郎むすこハ次郎姫お嫁ニや※り親

重代の白見の鏡三枚合せ平次三合  
米拾表の質ニ置すと仰候、小丹長者か

太郎むす子ハ、先に通りたあんやの僧ヲ  
留つらか、我ハくわす者かなけれハ留ぬか、

有レばぞ留て有ら、住のをきな、かをに  
もミぢを引ちらし、なでやふくませ

給へ候ば、たてへさん上帰らせ給へ候ハ、大王  
天王わ、今やの年のよに我かけんぞくか

をとまりあんたでかをのけしきかわるく  
有かと仰候江ハ、何か大王天王か御留り

「 10丁ウ

「 8丁ウ

「 11丁ウ

「 9丁オ

「 11丁ウ

「 9丁ウ

※「取」見せ消ち

「 12丁オ

「 10丁オ

「 12丁ウ

有たか何かかをのけしきかわるく候

わず、北にま戸切、南に戸口明ぬ事だと申か

ふびんな住のをきなで候、北にま戸切

南に戸口明て風かつむき付て

かをのけしきかわるく候、住の

をきなかこたいるハ、大刀こたい

ぬハ小刀引く、たとへミやうほく

いわれか有と何かかくす事か

つみに成ルと申候、何かかくし参

せて候わす、太郎姫を質ニ置、次

郎姫を嫁にやり、親十代之白見の

鏡を三枚以参、平次三合米十表之

質ニおかすと仰候ば、小丹長者か

太郎むすこ、我が次郎むこニテ候、先に

通りたあんやの僧をとめて有らか、

我ハくわす者かなければ留ぬか

有ればと留つらと仰候は、かをに

もミぢをひきちらて、かをのけしき

かわるいぞと、くるしくない、大王天王わ

しつもつハ何程も参らせすと仰候ば、

左今右のたもとからえんぶだんこ

こね、三千むりやうニかいかたない、是ら

程しの三名一のお宝ものを、なんたら

小丹長しやなり共手にも取まいか、

目にも見へまい、むかしわ天地く

ほんでんこくに有た長共申か中比、

さかさしゆじか屋かたニ有た長

共申々、是ら程しの三名一のお

たからものをしつもつに指上ケ被召候て、

住のをきないによきと身として、こん

やのとしのよに手に取よからし事か

悪からし事か、先々我知ぬと仰候、

くるしくない、相七年の名所のか

わりにわ、天地くぼんでん名江我かもつて

あかると仰候ば、住のをきなわ小丹か

屋かたへ持テ参りしつものを指上ケ

被召候ば、かたかなあけて見たまへば

たうと天地くりうくんじやうどを我長

石三石一を一見におかませ給へ候ば、

小丹長者ハ大気に哭キ、是ら程しの

おたからものをむかしハ天地くぼん

でん石にあつた長共申中比、さかさ

しゆぢか屋かたにあんた長共申、

是ら程しのをたからもの

こんやの年のよにしつもつに取、

先々よからし事か悪からし事か

我いささか知ぬと仰候ハ、小丹長しやか

八百八拾人の御見足、とうのれんけを

指上ケ七すのかうべを地ニ付、拾かし付

申候、平次三合米拾表とのりの世ニ付ケ

住のをきな屋かた江かり

送り付ケよと仰候、住のをきなわ、

くわすごきかなければおしきか

候わす、山のしゆ上かとよの住家

「 14丁ウ

「 14丁オ

「 13丁ウ

「 13丁オ

「 14丁ウ

「 14丁オ

「 15丁ウ

「 15丁オ

にますは田\*こぶんき取り付キ

申かものをぶくしできれいな

ものたと、はづかしき申様だか

それも候わず、わらじやうこくをゆわ

せ給候、山のしゆじやうのとよの住

家所、もんぜのなかれ住のしやうこ

七社の神の氏子の内に年神

のやすと申わ是今\*出き依り被召候

不立、一ゑわ親げんざう子げんざう

だに御留りやれ、二日に不立、二日わ

所当所氏子大神御五きたうだに

おとまりやれ、三日に不立、月の三日ハ

いもう事だにおとまりやれ、

四日に不立、四日はしやくだにをと

まりやれ、五日に不立、五日五かん日

せつく始でおとまりやれ、六日不立、六日ハ

西かふさかりくま王神だにをと

まりやれ、七日に不立、七日ハ御座舟

を三艘出シ、壹艘の舟には大王天

王、壹艘之舟にわ大王天王の御けん

足、壹艘之舟にわ住おきな

太郎むす子送りに付ケ、はこさき山

こんちかうらへ風の定地に合せて

出さ七給へ候、はこさきやまこんちかうら

に七日七や留置被召候て、白かねからね

銭とかねをあさるまなくわとニテ三

※「た」見せ消ち

「17丁オ

※「是今」右脇「17丁ウ

艘の舟につませ給へ候て、ひやだの

御所から木たの御所玉の丸屋に

御天作を立させ給へ候、小丹長者か

其付家見とあらずか、こそ迎わ

あわれ至極おなりでありしか、

年のよにあんやの僧をとめて

あれば、こそ今年わ様子かよい

やうにといふけに、小丹長者か屋かたに

壹ト半程高く立よと仰候、三艘の

船を彼もとさせ給へ候、大王天王わ

さかさしゆぢか屋方かけて参らせ給へ候、

東方東かの御門かり、いけだん高来

かすみたなびくもろか山きり打掛り、

かすみたなびくせんすい、竹にうくいすか

すをかけ、梅のはつ花あなたこな

たゑふみちらすわ、春の山にわなこか

か、り、はるおしせつのなつ／＼すじやうに

をかませ給へ候、南方南の御門かり

わ、三ぜんじやうの田の表かけ井か

水をつけかけ、松虫、す、虫、た

らら虫、くつわ虫、つねをさよづる

けありとともどきたまむれたわ、夏

の四せつとなつ／＼しゆぢやうに拾給へ候、

西方西御門掛り、浅もミぢにうす

もミぢに、いねかみだれ、いねの

こすゑに、玉す、め、ふくらす、め、はきの

こすゑにしかかむれたわ、秋のしせつと

「19丁ウ

「20丁ウ

「21丁オ

「19丁ウ

「20丁ウ

「21丁オ

「18丁オ

「19丁オ

「18丁ウ

「19丁オ

「18丁ウ

「19丁オ

「18丁ウ

「19丁オ

「18丁ウ

「19丁オ

「18丁ウ

「19丁オ

「18丁ウ

「19丁オ

なつ／＼しゆしやうに拾給へ候、北方北の

御門かりハ、てんしやう大神のさか木

山にかたひゆきかふり掛り、ごぜの

のきばにつらゆき、しきはぶを

ならへをいたと、冬のしせつになつ／＼

しゆしやうと拾給候、中方こくの御門掛り、

大とうつるき、けいとうつるき、はん尺の

かづら、五尺の掛をび、からの鏡、

けしやうけわひの道具、かざらせ給へ候、V. (1) 案

内申もの申と三度叩かいて、かいらうわうわ、かとへ

<sup>(参上)</sup>三上出させ給へ候ば、我ハ男子の体か女子の体か

へんけまなわりものかと仰候て、我ハ男子てな

けれハ女子て候わぬとへんけまなわりものても

候わぬ、てんぢくでわ大王天王の国二下れば年

神二至とわ我事<sup>ニテ</sup>候、さかさしゆぢか屋かた

一人ら姫方、きでんこそこい取申おむこに参り

らすと仰候、かいらう王ハ姫ハ持たか五つの

御難に六つの御難のたらわぬ姫

だと仰候、五つの御難<sup>ニ</sup>六つの御難のたら

わす共、ぢひ<sup>(讀)</sup>恋取申お躰<sup>ニ</sup>

不参と仰候、大王天王の旨ならば

ささきの姫<sup>ニ</sup>参せずと仰候、かいらう

王わ七糸の糸きのすたれを八糸に

かきかやいて高来へり千上<sup>(書)</sup>しきて、

鹿のしきかわ千枚ならべ、三かい

珍物国土の重しを取と、のいて玉

のこしにわ中このこし、是代のこしと

「 2 1 丁ウ

くるまと取と、のいて、七月な、よ七日七  
や御酒もりの被召候、さかさしゆぢか

屋かたの一人姫ハ大王天王に指向て此国ハ

わすか小わう国てもものをぶくせてもふた

るくないし、あさのゑんじやハきものをきね

ぞもさむくなし、年ハよれぞとかをに

しわよるためしも候わす、一日ハ一年の

御ふを送ル、二日ハ式年の御世を送り、三日ハ

三年の御世を送ル、四日<sup>ちん</sup>年拾ヶ年の

御世ハ送ればと、相七年の御世の身弟子わ

送れ共ふきやぜたいかじやうとであれば、

一夜の御座うつりのなくてわ為<sup>(書)</sup>あ

らじと大王天王ハ、我丁石へあかりて、四方

浄土を能々御覽被成候得ば、きのふか

きやうかといふ内に相七年の御世の身

弟子ハ送らせ給候、にしき袿を取、

年徳方すみのほんでん北のみこしに

ひやだの御所、から木団<sup>(だん)</sup>の御所、玉の丸屋

御てん作を立させ給へ候ば、高来

べりをせんぢやうならべ、鹿のしきかわ

せん枚ならべ、さんかい珍物国土の

重わしを取と、のひて、玉のこしにわ中

このこし、是代之こしくるまをとりと、のいて

拾式人の水仕達をたな引被召、こんぢの

にしきのかつきして、あたらし屋<sup>(屋)</sup>へ与シ被召

此ばなのかな、世御酒もり被召候ば、一夜の

御座<sup>(座)</sup>与りを被召候、姫君七月の月かと

「 2 3 丁ウ

「 2 2 丁オ

御座<sup>(座)</sup>与りを被召候、姫君七月の月かと

「 2 4 丁オ

「 2 2 丁ウ

御座<sup>(座)</sup>与りを被召候、姫君七月の月かと

「 2 4 丁ウ

「 2 3 丁オ

御座<sup>(座)</sup>与りを被召候、姫君七月の月かと

「 2 5 丁オ



まれば七月半の苦か掛、や月やはんの

煩被召候ば、十月やはんで御さんのひば

をとかせ給へ候ば、拾貳人の水仕達わ

こんちのにしきを御座と定テ

拾かし付申せば、先一番(首)もうけぞ立

たわ大(尊)一の王子さうかう天王、大に王神

ま王天王、代三(尊)の天王三ての天王、大四天王白

和天王、大五天王徳立天王、大六天王

たにかみ天王、大七の王神たくさうし天王、明

み七海我御子も七人の御子もうけそ

立明も七海へうつし罷付、V・②大王天王は

あやせんだん、にしきせんだん、からをり者(物)

三千だんでかさり、箱さき山江こんちかうら江

松かい光明かや、か折戸江風の心地ニ

合テ出させ給へ候、しや徳き神ハ拾貳の

つのを振上テ、くれ内のしたまき立て、

大王天王召たる舟をのまづしてう(き)いつ

しづみつ明み七海内ヲをわせ給へ候ば、大王

天王ハ舟のとはハ御立あつて、我わさか

さしゆぢか屋かた江御むニ参り、

七人の天王達をもうけぞだて給へ候、

明み七海の明みへ与シ罷付、我か船ニ召たう召

たる舟にめを掛ルものは有まい、大りうの夫か

小りうの夫か、五尺三寸ぬきたなびいて

けん(首)のうふらせ給へ候ば、しや徳き神ハ

大王天王、天かなくてわ雨もふらずや、地かなく

てわ草もはへず、国かなくてわ風も

「 25丁ウ

不立や、大王天王かなくてわしや徳き

神か出きおなたれ候わず、七人の天王

たちをもうけぞだちかむりたもの

後の者(物)、ちせいかいけゑ水し達か

あらい流してころもつもりてどくじやと

なつてが、み原、八王神江石しや

とくきちんで上り、親こいしさに親だる人の

召たる船にめおかけるさうば、すかた※をかいよ、

浪の上今十二のつのお振くずし、十一面くわん

おんにならせ給へ候、一ツ船江かき上ケ、よをちを

合テくつてみれば、かんトくうぶしノ

歳のかさかする、さらば我子にま

きれないとが、み原、八王神名もしや

とくきちんで上らせ給へ候ば、三度のかわりに

四方天王四度のかわり八王神、

VI・① 大王天王ハ七人の天王達ハ一度のくわん(くわんだう)とて

有か、八王神ハあまたのくわんだう被召た

人だ、四百四病の病を作り、小丹か屋

かたをほろほかいたらば、さうりうすぢ

になをさずと仰候、親たる人かたき

打ならてのらぬ内と仰候、さかさしゆぢ

か屋かたで、ゆ(る)りのつほ小かねのつぽて

四百四病の病を作り出、石のころうつ

やう(く)拾四ニ請てとのりの〇ニ七だんかたまにつけて

や(百)つ(鬼)き(夜)や(行)やうとしや神のかミを箱さき山

こんちかうらへ引テあからせ給へ候、箱さき

山こんちかうらで四百四病の病を、石の

「 27丁ウ

※改行「 28丁オ

「 28丁ウ

「 29丁オ

かろうつ八つ／＼拾四のふた<sup>江</sup>入て、親  
たる人四百四病の病を御覧

「 29 丁ウ

ならせ給へ候ば、大王天王ハ四百四病の

病<sup>ニ</sup>四足五体かないかと仰候、四足

五体ハいたんぢの山のとばのいんおむす

びかけたら、四百四病の病<sup>ニ</sup>五体か出

きおなたれ候わす、<sup>VI・(2)</sup>小丹か前なしだ

れやなき、四百四病の病の本地を

せんばの小たかとへんぢて羽おやすめ、

先一番のさとめに、むねにとびおすへて

さとめにおろし、何ともさとらぬ小丹長者

おかま上にあらかまをいてさとめに

をろし、おかまの上にかかねのいたうを

おいてさとめにおろし、むかしわ親の

世の時うかの御本地有とわ聞たか、

目にも見へぬか、てにも取らぬか、けさ

めにかたとはづし被召候、祢宜の

なさかみなけ出シ、水を北<sup>江</sup>打つしな

福うたさよづるも、八王神のさとめで

有ルか、何ともさとらぬ小丹長者、

おかままいをうくらもちの

もち切するも、八王神のさとめ

て有か、何ともさとらぬ小丹

長ちや、祢宜かあさかみなけ出シ

にわ中で福うたさよづるも、八王神の

さとめで有か、何ともさとらぬ小  
丹長しや、ぼんに掛橋、ます<sup>ニ</sup>小刀、

八王神のさとめで有か、何ともさとら  
ぬ小丹長しや、祢宜かものを付きて  
きねを立なけになけるも

「 31 丁ウ

しんで地神か七尺しづむと申か、是<sup>ニ</sup>

八王神のさとめであるか、何ともさと

らぬ小丹長しや、六月土用中場<sup>ニ</sup>

きつねのわいなき、いたちのへ切、

八王神のさとめで有か、何ともさと

とらぬ小丹長しや、なべかまへつも

そとかんてかけ入も、八王神のさとめ、

何共さとらぬ小丹長者、京七つ半の

さとめをおろた、何共さとらぬ小

丹長しや、小丹か二人のゆめにくろ

かねの杖<sup>ニ</sup>ちかやか七本おいては

かなるみなるそうぢさうさうもくなつて

さとめにおろし、小丹長者ハ大氣に

哭、<sup>(唐土)</sup>とうと天ぢくりうくん浄土の

我<sup>(朝)</sup>丁石三名一のものしり達をよせ、

うらにかうゆいこよみに八け八け<sup>ニ</sup>

さんで引合せて見れば、八王神のさと

めと三名一<sup>(朝)</sup>の者知達仰候ば、三名一

もの知達ハ、東方東<sup>ニ</sup>木の山立、きりと

かすみと七日七夜七日七夜おこ

ない被召候ば、南方南にひの山立テ、

火彗んと七日七日七夜おこない被召候、

西方西にはかねの山立、七日七よ七日七夜  
おこない被召候、北方北に水の山立テ

「 31 丁オ

「 30 丁ウ

「 30 丁オ

「 32 丁オ

「 32 丁ウ

「 33 丁オ

白瀧と七日七よ七日七夜おこない被召候、

中方石につちの山立マきりとかすミと

なのかな、よ七日七夜おこない被召候、

八王神は東方東八拾いきり打掛り、

かすミたな引、南方南拾はきり打

掛りかすミたな引、西方西拾はきり

打か、りかすミたな引、北方北を拾は

白瀧ニきり打掛りかすミたな引、

中方こくにわつちの山立マきり打掛

かすミたな引、小丹か屋かたわ

どこのいづくた共きりとかすミで

しまいて見つねと仰候、大玉天王わ

八王神、しやかのみでしに月のいつ方

しんのん目ほうしのはかせか七日ニ

七つのもんじヲよみはつし、ゆびのかた

ゆび切ルたるほうしにはかせか七つ七つの

いんおむすびはづし、それか切ま戸と

ならせ給候、それからかけ入被召候、

小丹か屋かたヲかけ入ル時ハみさき

の数ハ石ニたとわは、こまたね六石六升、

けしたね六石六升、えたね六石六升、

あまる見さきわあさひのまほこり、

夕ひのまほこり、ねなみさき達を

たな引被召候、小丹か八百八拾人の

御見足をあらさせ給へ候、Ⅶ・(1)大玉天王

八王神おんの氏子か二人あらずか

みわけたすけくれよと仰候、

「 33 丁ウ

親たる人は家印もんのう

ださせ給へ候、もんせなかれ住

分証扱七社の神の氏子のほじか

かみのおひきわにあらす仰候、

八王神ハ八百八拾人之御見足ヲあら

ため被召候は、女身に式人あらずと

湯取水取ニ定べきかと、何かおん

の氏子ヲ子孫を湯取水取ニなるまい、

八王神ハあしからち者ハたねを切テ

よいものか切らでよいものかと仰候、

悪敷ものだニたねを切テよいと仰候、

むな本三寸ニ五六八寸のあらず

のほじをひねりちあらし

めされ候、七十五日ものいみするも

是今出き始り、住のおきな御つかれ

と仰候、Ⅶ・(2)何か大玉天ハ我見足に

ふるまいならずと仰候、あらずの

かまを七つ出シ、にうやかいとて

かいをにてわ三千上の田表に

いなかふ一かぶにみさき一人

宛なおし置て、はりこまで

長しひしやけで三度やら

七給へ候ば、大玉天王ハ山のす上

のぶんして是ら程しの

ふるまいしたかくわぬみさき

三人有か、我かまつりて

くれずと仰候、百八ぼんの

「 35 丁ウ

「 38 丁オ

「 34 丁ウ

「 36 丁ウ

※「の」墨減

「 35 丁オ

「 37 丁ウ

- むなしゆいししやうのず、からくと  
おしもミならし、そらに  
ぼんでん<sup>(帝親)</sup>大尺下<sup>ニ</sup>四大  
天王八万八千ノほしのみか  
とをまつらせ給候ば、八王神  
屋敷所を此めと屋敷所ハ  
山<sup>(天)</sup>和山城之国を御福の  
屋敷所とたさせ給へ候、  
氏子所ハ越後越中  
左戸か嶋<sup>ニ</sup>小丹か流レか七十五  
流レ有すか知行そう分に  
たすと仰候、大王天王ハマ王  
天王の五つ天王の御主上様に  
七拾生のおりふね八拾生の  
つきふし九石千たんの  
し村<sup>江月</sup>の難日の  
役難を掛させ給へ候、<sup>■</sup>渡り  
の神、もんぜなかれ住の  
子孫七社之神ノ氏子、  
小丹か流し宗印門のうたす<sup>ニ</sup>  
めないじやうでも候まい、むたないじやう  
でも候まい、小丹か流レと申ルハ取だ  
しんだをきらわず、神参  
仏参<sup>ラ</sup>不仕、身<sup>ニ</sup>はずいこんだらりの  
守り有まい、門にこんかうかい  
たざうかいのほし<sup>(地名)</sup>のすわりた  
御札か有まい、式年のさかいに
- 「38丁ウ
- 若松立た証拠も有まい  
むかし五人の王仁<sup>(子)</sup>達の  
御かんせんばんそし<sup>(あ)</sup>わらそいの  
御世の時、此石払しづめた  
あまのさかほこさかさに  
指した証拠も有まい、小丹か  
流レ<sup>※</sup>とせんちんとつで、春ハ  
かい病、夏ハ腹、秋は役病、  
冬ハいも苦事<sup>(くじ)</sup>はしか  
四せつ病を触て小丹か流レて  
身をへさせ給候へ、京の  
何の年の氏子所は流レに取てハ  
もんぜの流レ、子孫<sup>ニ</sup>取てハ  
住の子孫、氏子<sup>ニ</sup>取てハ七社の  
神の氏子所<sup>テ</sup>有ば、身<sup>ニ</sup>て  
ずいごんだらりの守か  
証拠、門にこんかうかい<sup>(金剛界)</sup>たいざうかい<sup>(胎藏界)</sup>  
ぼんしのすわりた御花  
証拠<sup>ニテ</sup>候、式年のさかいに  
若松立証拠か候、むかし  
五人の王神達の御かん  
せんばんそしあらそ  
いの御世の時此名  
払しづめたあまのさかほ  
こさかさに指した証拠も候  
見入聞入のうじゆをたれて  
人間な少時をそだちをか
- 「39丁オ
- 「40丁オ
- 「41丁オ
- 「42丁ウ
- 「42丁ウ
- 「43丁オ
- ※「と申」墨滅  
「41丁ウ

たれハ、あくのはらを立神ハ  
本地<sup>ヲ</sup>立せば、二度位<sup>ニ</sup>付と  
申京之旦那とおよそに

「 4 3 丁ウ

いふならば、とうく七代な  
やみかけまい、近八代なやみ  
掛まい、小このせん往来之  
氏子所たきの水の生かきやう

「 4 4 丁オ

のみ取子まだ一代の御世か  
来りとも、京の御旦那の我  
守とせん、往来の氏子所  
本地を立す、御きたうた

「 4 4 丁ウ

さを鹿の八ツ之御み、ふり立あいみん  
のうじゆたれて承内此当所奉立せ  
給へ候、南無大王天王唵ハラキリソワカ  
南無八王神唵ハラキリムカソワカ  
きんじやうサイハイくト敬白

三州山内村 榊原若太夫

「裏表紙見返し

註

(1) 本稿における祭文の呼称は、A本の内題による。

(2) 武井正弘『花祭：大神楽についての若干の考察（鈴木昭英編『仏教芸能と美術（仏教民俗学大系五）』名著出版、一九九三年、一八九～二二〇頁）。武井は奥三河の牛頭天王祭文の一本として「御歳神祭文」を取り上げているが、武井の示した祭文の略述は、本稿で取り上げる「御歳徳神祭文」（古文書番号二二〇・八三）と、同じく榊原家に所蔵される題目未詳「牛頭天王祭文」（古文書番号五八・六四）の概要が取り合わされている（同、二〇五頁）。

(3) 松山由布子「奥三河の宗教文化と祭文」（斎藤英喜・井上隆弘編『神楽と祭文の中世―変容する信仰のかたち―』思文閣出版、二〇一六年、一六八～一八五頁）、同「奥三河における近世後期の疫神祭祀―愛知県豊根村の鍵取り屋敷文献を通

して―」（『信濃』第三次・第七一巻第一号、二〇一九年）。

(4) 榊原家記録として、延宝六年（一六七八）の三河代官による検地記録「三河国設楽郡榎谷下村検地帳」が遺されている（『豊根村誌 資料編1』豊根村、一九九一年、七五～一〇四頁）。

(5) 愛知県図書館所蔵。

(6) 早川孝太郎『花祭』（岡書院、一九三〇年）。※『早川孝太郎全集 第一巻』（未來社、一九七一年、三二八～三三〇頁）、同『第二巻』（一九七二年、四一五～四一六頁）。またサンジャク（参事役）と呼ばれる家が、榊原家の指示を受けて、地区の祭礼や行事を取り計らった（『早川孝太郎全集 第一巻』、三二八頁）。

(7) 三沢花祭りにおいて、花大夫の役を務める鍵取り・幣取り・みょうどなどは山内地区に居住していた。三沢花祭りは、昭和三十七年（一九六二）より山内地区のみで行われるようになり、平成十九年（二〇〇七）を以て休止された（山内花祭り伝承保存会・山崎一司編『山内の花祭り』二〇一一年、一二～一三頁）。

(8) 榊原家には、天正期書写の『御神楽日記』、林家には慶長十二年（一六〇七）・明暦二年（一七二二）・正徳二年（一七二二）書写の神楽次第書三冊が、それぞれ遺されている（本田安次「三澤の本御神楽の記録」『霜月神楽の研究』明善堂書店、一九五四年、四三四～四六二頁、山本ひろ子「大神楽「浄土入り」―奥三河の霜月神楽をめぐる―」『変成譜―中世神仏習合の世界』春秋社、一九九三年、九六～一二四頁）。

(9) 松山由布子「奥三河における近世後期の疫神祭祀―愛知県豊根村の鍵取り屋敷文献を通して―」（註3）。ハッテングサマは、平成二十六年（二〇一四）に清水神社に合祀された（同）。

(10) 諏訪神社の天正十二年（一五八四）・明和六年（一七六九）・寛政五年（一七九三）の棟札（『北設楽郡史 近世』北設楽郡史編纂委員会編、一九七〇年、五二四頁～五二八頁）ほか。

(11) 書物一五三点（写本一三〇点、刷・刊本二三点）、影印（コピー）七点。また『豊根村古文書目録』には、『御神楽日記』をはじめとする一六点の本人所有文献も掲載されている（『豊根村古文書目録』一七〇～一八一頁）。

(12) 古文書番号七三。標題は『豊根村古文書目録』による。前欠で全容は不明ながら、病人祈祷の詞章や護符書様などを列記する。引用箇所の見点および傍線は筆者追記。

(13) 「牛頭天王嶋渡り祭文」についての主な研究に、以下のものがある。早川孝太郎『花祭』（註6）※『早川孝太郎全集 第二巻』（註6、四七二～四八一頁）、山崎一司「天龍奥山地方の唱導芸能―富山村の「牛頭天王嶋渡り祭文」―」（『研究紀要 第一号』愛知県北設楽郡富山村教育委員会、一九九〇年）、山本ひろ子「異神―中世日本の秘教的世界―」（平凡社、一九九八年、五一三頁～五五九頁）、松



- 山由布子「花太夫所蔵文献に見る奥三河の宗教文化―宗教テクストの特徴と普遍性をめぐって―」(『説話・伝承学』第三三号、二〇一五年)、同「奥三河の宗教と祭文」(註3) 一七一―一七四頁。
- (14) 松山由布子「奥三河の宗教文化と祭文」(註3、一七〇―一七一頁)。  
註3。
- (15) 「御歳徳神祭文」のほか、「摩利支天経」「マムシノ大事」「土公神大事」「大黒天ノ経」「文殊経」「痘瘡御守」「ヲコロノマシナイ口伝」「ムシハノマシナイ」などが記される。
- (16) 註14。書写年の古いものに、東栄町大入地区の寛永十年(一六三三)写本などがある。
- (17) 古文书番号五八・六四。二点はほぼ同文で、共に前欠。
- (18) 松山由布子「奥三河における近世後期の疫神祭祀―愛知県豊根村の鍵取り屋敷文献を通して―」(註3)。また同論文一三頁にて「見足」の読みをミサキとしているが、「眷属」の誤りである。
- (19) 早川孝太郎「山村手記」(同『花祭』註6) ※『早川孝太郎全集 第二卷』(註6、四一七―四一八頁)。
- (20) 関敬吾『本格昔話 四(日本昔話大成第五)』(角川書店、一九七八年)。なお、日本昔話大成では、蘇民将来譚も「大歳の客」の一話とする。また、東北大学附属図書館所蔵「牛頭天王御縁起」は、正月祭祀と深く関わる事が指摘されている(鈴木耕太郎「造り替えられる儀礼と信仰―『牛頭天王御縁起』(『文明本』)の信仰世界」『牛頭天王信仰の前世』法蔵館、二〇一九年、二七五―三〇八頁)。
- (21) 丹野正「厄神の宿」(『民間伝承』第一六卷第二号、一九五二年)、三崎一夫「正月行事における疫神鎮送について」(『東北民俗』第五輯、一九七〇年)、大島建彦「疫神とその周辺」(岩崎美術社、一九八五年)、同「疫神と福神」(三弥井書店、二〇〇八年)、田中宣一「祀りを乞う神々」(吉川弘文館、二〇〇五年) ほか。
- (22) 北の窓は家相においても凶とされた。天保六年(一八三五)自序の「家相方位指南」では、「窓は東に開くこと吉なり。巽偶吉なり。南も可なり。その外は凶なり」とある(村田あが「家相方位指南」にみる江戸の家相説・第二報「跡見学園女子大学短期大学部紀要」第四一号、二〇〇五年)。
- (23) 小池淳一「本川神楽の呪法と系譜」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四二集、二〇〇八年)。
- (24) 早川孝太郎「花祭」(註6) ※『早川孝太郎全集 第一卷』(註6、四四一―四四五頁)。他にも、豊根村曾川鈴木家伝来「大土公神之祭文」では、「かのみ内の宝物にとりては、八尺のかけ帯、五尺のやつ、花形の唐の鏡、櫛、針、かうがい、たとうがみなんぞと申すも、御宝と数え参らせ候」とある(『豊根村誌 資料編二』豊根村、一九九一年、三九二―四〇〇頁。読点は著者追記)。また、慶長十七年古活字版系統の「簞篋内伝」巻二では、五郎にあたる「天文玉王妃」が父の「盤牛大王」より「八尺の懸帯」「五尺の鬘」「八尺の花形の唐鏡七面」「宇浮絹の鎧」「沙婆訶の剣」を引き継ぐ場面があり、奥三河の「大土公神祭文」との関わりが指摘されている(山本ひろ子「大荒神頌」岩波書店、一九九三年、一七三―二一六頁)。
- (25) 徳田和夫「四方四季の風流」(『お伽草子研究』三弥井書店、一九八八年、四七―七九頁)、林晃平「浦島と四季―浦島太郎誕生の周辺―」(『苦小牧駒澤短期大学紀要』第一九号、一九八七年)。

(国立歴史民俗博物館 外来研究員)  
(二〇一九年二月二十五日受付、二〇一九年一〇月七日審査終了)